

開発行為における下水道施設接続の事務手続きの流れ

① 下水道管接続事前協議書の提出（下水道課管路担当）



- ・下水道管接続事前協議回答書発行後、申請者が回答書を添付し、開発指導課へ開発許可申請を行う。

② 開発行為許可申請書提出及び許可（開発指導課）



- ※ 必要に応じ物件設置(区域外流入)申請を行う。（下水道課普及・指導担当）

③ 下水道管接続(布設) 申請書の提出（下水道課管路担当）



- 下水道施設の設置に関する協定書の提出（下水道課管路担当）
- ・下水道管接続許可及び協定締結

④ 道路占用許可申請書の提出（下水道課管路担当）



- ・下水道課で内容確認後、道路環境整備課へ提出する。

⑤ 中間検査（下水道課管路担当）



- ・仮復旧状態で、人孔・本管・取付管の検査を行う。

⑥ 完成検査（下水道課管路担当）



- ・舗装本復旧後に検査を行う。

⑦ 下水道管寄付申込書の提出（下水道課管路担当）

- ・完成検査において、基準に則った下水道施設の場合、寄付申込により受理をする。
- ・下水道施設の受理について(通知)を発行する。

○各申請等の添付書類は市ホームページで確認してください。

○本手続きは令和7年11月1日から適用します。